

## 長崎県新幹線開業対策事業費補助金実施要綱

### (趣旨)

第1条 県は、令和4年度の新幹線開業に向けて市町が策定した行動計画等に基づいて実施される、開業効果の波及・拡大を図るための受入体制の構築等に係る事業に対して市町が補助する事業に対して、予算の定めるところにより、長崎県新幹線開業対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）及び長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第456号。以下「交付要綱」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助の対象及び補助率等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）の内容、補助率、補助金額の範囲及び補助対象者は、別表第1のとおりとする。

### (対象経費等)

第3条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、交付決定以後に発生する事業に直接必要な経費で、別表第2に定める経費とする。

- 2 国庫補助事業及び他の補助制度の対象となる事業は、原則として補助の対象外とする。
- 3 補助金額の算定にあたっては、対象経費から特定財源による収入を控除した額に補助率を乗じるものとする。
- 4 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

### (補助の要望)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「要望者」という。）は、交付の申請に先立って、次の各号に定める書類を作成し、県に要望するものとする。

- (1) 事業実施計画書（様式第1号）
- (2) 事業説明資料（様式第2号）
- (3) 事業評価表（様式第3号）
- (4) 新幹線開業に向けた行動計画等の関係部分
- (5) 事業実施主体の規約、定款、役員名簿等
- (6) その他知事が必要と認める書類

### (事業の採択)

第5条 県は、前条の要望があったときは、事業内容について審査を行い、補助事業として採択するか又は不採択とするかを決定する。

- 2 知事は、前項の決定をしたときは、要望者に対し速やかに結果を通知する。
- 3 知事は、補助事業としての採択にあたって留意すべき事項等について、要望者に対し助言を行うことができる。

( 交付の申請 )

第 6 条 前条第 2 項の採択決定の通知を受けた要望者は、規則第 4 条及び交付要綱第 3 条の規定に基づき、交付の申請を行うものとする。

( 交付申請書に添付すべき書類等 )

第 7 条 規則第 4 条の規定により交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書 ( 様式第 4 号 )
- (2) 収支予算書 ( 様式第 5 号 )
- (3) 事業評価表 ( 様式第 3 号 )
- (4) 事業費内訳書 ( 事業費積算の根拠を明確に示したもの )
- (5) 事業実施スケジュール表
- (6) その他知事が必要と認める書類

( 状況報告等 )

第 8 条 規則第 11 条第 1 項の規定による状況報告は、知事が指定する日までに実施状況報告書 ( 様式第 6 号 ) により行うものとする。

- 2 規則第 11 条第 2 項第 1 号の変更の承認を受けようとする者は、事業計画変更承認申請書 ( 様式第 7 号 ) に第 7 条第 1 項に規定する書類のうち、内容に変更が生じたものを添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 規則第 11 条第 2 項第 1 号の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
  - (1) 補助事業者の変更
  - (2) 事業内容の変更
  - (3) 対象経費の総額の 2 割を超える増減
  - (4) 補助金の額の変更
- 4 補助事業者は、規則第 11 条第 2 項第 2 号の中止又は廃止に係る知事の承認を受けようとするときは、事業中止 ( 廃止 ) 承認申請書 ( 様式第 8 号 ) を提出しなければならない。

( 実績報告 )

第 9 条 規則第 13 条第 1 項の実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、その提出期限は、事業の完了した日から 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日とする。

- (1) 古民家や歴史ある建物、空き家等を活用した観光客を呼び込む拠点 ( 飲食、物販、宿泊施設等 ) づくりに係る事業
  - ア 事業実績報告書 ( 様式第 9 号 )
  - イ 収支精算書 ( 様式第 10 号 )
  - ウ 契約書及び領収書等の写し
  - エ 事業評価表 ( 様式第 3 号 )
  - オ 竣工検査調書の写し
  - カ 写真 ( 着工前及び完成後の状況が確認できるもの )
  - キ 完成図面
  - ク その他知事が必要と認める書類

(2) 前号の事業以外の事業

- ア 事業実績報告書（様式第 9 号）
- イ 収支精算書（様式第 10 号）
- ウ 事業内容を明らかにする報告書、計画書及び経費の内訳書等
- エ 写真（事業の実施状況及び実施結果等が確認できるもの）
- オ 契約書及び領収書等の写し
- カ 事業評価表（様式第 3 号）
- キ その他知事が必要と認める書類

2 交付要綱第 6 条第 4 項の規定による仕入れに係る消費税等相当額の報告は、消費税等相当額報告書（様式第 11 号）により行うものとする。この場合において、当該消費税等相当額の全部又は一部を県に返還させることがある。

（交付請求）

第 10 条 規則第 16 条第 1 項の交付請求書に添付すべき書類は、省略する。

2 規則第 16 条第 2 項において準用する同条第 1 項の概算払に必要な書類は、概算払請求書のほか次のとおりとする。

- (1) 請求内訳書（様式第 12 号）
- (2) 契約書の写し（書面による契約を行っている場合のみ）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（財産の処分の制限）

第 11 条 規則第 20 条の規定による承認を受けようとする者は、目的外使用承認申請書（様式第 13 号）を知事に提出しなければならない。

（現地調査）

第 12 条 県は、事業の適正な執行を確保するため、原則として現地調査を行う。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の調査にあたっては、書類の提出等必要な協力を行なければならない。

（連絡調整等）

第 13 条 県は、補助金の交付に関し、各部局間の連絡調整及び事業内容の審査を行うための機関を置くことができる。

（雑則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（適用）

この要綱は、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。

別表第 1 ( 第 2 条関係 )

事業の内容		補助率	補助金額 の範囲	補助 対象者
令和 4 年度の新幹 線開業に向けて市 町が策定した行動 計画等に基づいて 実施される、開業 効果の波及・拡大 を図るための受入 体制の構築等に係 る事業に対して市 町が補助する事業	ア 地域の魅力 づくりや既存観 光資源の磨き上 げ、心のこもっ たおもてなし等 の観光コンテン ツの創出に係る 事業	3 分の 1 (長崎市、 諫早市又は 大村市によ る事業は 4 分の 1 ) 以 内	100 千円 以上 1,000 千円 以下 (長崎市、 諫早市又は 大村市によ る事業は 75 千円 以上 750 千円 以下)	市町 (備考 )
	イ 地域の特産 品 ( 食品・工芸 品等 ) を活用し た土産品等の新 商品開発に係る 事業			
	ウ 古民家や歴 史ある建物、空 き家等を活用し た観光客を呼び 込む拠点 ( 飲 食、物販、宿泊 施設等 ) づくりに 係る事業			
	エ その他、特 に開業効果の波 及・拡大に資す ると認められる 事業			

< 備考 >

補助対象者の特例

複数の市町で連携し、実施地域が複数の市町にまたがる広域的な事業を実施する場合の補助対象者は任意の一市町とする。なお、実施地域に長崎県外の市町村が含まれる場合の補助対象者は県内の任意の一市町とし、補助率は県外の市町村数の割合に応じて減ずるものとする。

間接補助事業者の要件

補助対象事業の実施地域の属する市町から、補助対象経費のうち特定財源による収入を控除した額の3分の2以上の補助を受けることができる団体等とする。ただし、次のものを除く。

- ・ 個人
- ・ 単独の企業（まちづくりや地域づくりを目的に設立されたものを除く）
- ・ 市町（民間主体の団体の構成員となっている場合を除く）

別表第2（第3条関係）

対 象 経 費
補助金（下記対象経費に係るものに限る） <ul style="list-style-type: none"><li>・ 賃金</li><li>・ 謝金（講師等に対する謝礼金）</li><li>・ 旅費</li><li>・ 需用費（消耗品費及び印刷製本費など）</li><li>・ 役務費（通信運搬費、広告料及び手数料など）</li><li>・ 委託料（作成委託料及び調査委託料など）</li><li>・ 使用料及び貸借料（施設使用料及び機材借上料など）</li><li>・ 設計費（工事監理費を含む）</li><li>・ 工事費（電気、ガス及び給排水等の附帯工事費を含み、土地造成費、解体費は対象外とする）</li><li>・ 上記の他、特に必要と認められる経費</li></ul>

（注1）以下の経費については対象経費から除く。

- ・ 内部的な食料費、懇親会の経費など
- ・ 人件費や既存事務所の借上料等の経常的な運営費
- ・ 補助事業に要したことが明確にできない経費  
例）ガソリン代、電話代など
- ・ その他補助対象経費として不相当と認める経費

（注2）第3条第3項の特定財源とは、参加費、負担金及び協賛金等の事業実施により発生する収入をいう。